

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 発注者は相模原市役所本庁舎設備管理・案内業務委託（長期継続契約）仕様書（以下「仕様書」という。）により業務を委託し、受注者はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 受注者は発注者の定める仕様書により、業務を行うものとする。

（契約の保証）

第3条 契約保証金は契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

（1）受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

（2）受注者がこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が指定する金融機関の保証を付したとき。

（3）受注者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を発注者に寄託するとき。なお、保証の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（4）受注者が過去2か年間に市、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

（再委託の禁止）

第4条 受注者は業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、受注者は業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（経費の負担等）

第5条 発注者は、受注者の従業員（以下「従事者」という。）に対して業務に必要な従事者の休憩室を貸与するものとする。

2 業務に必要な電気、水道及びガスの使用料は発注者の負担とする。

3 設備の清掃に必要な洗剤・薬品、設備の保守に必要な燃料・オイル、修繕で交換する部品は発注者の負担とする。

4 従事者の椅子は発注者の負担とする。

- 5 字幕表示システム機器にかかる電気料、通信料、管理費等は発注者の負担とする。
- 6 業務に必要な機械、器具、材料（衛生材料を含む。）等は受注者の負担とする。
- 7 受注者は電気、水道及びガスの使用については極力節減し、効率的に業務を行わなければならない。
- 8 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（秘密の保持）

第6条 受注者は委託業務に関して知り得た個人情報や発注者の機密事項をみだりに他に漏らし
てはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の定めにもかかわらず、故意又は過失により、個人情報や発注者の機密事項が受注者を
経て第三者に漏えいされたと認められた場合は、受注者は発注者の被る損害に対し賠償の責任
を負うものとする。

（発注者に与えた損害）

第7条 受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ
ばならない。ただし、発注者と受注者とが協議した結果、発注者の責めに帰すべき事由による場
合又は天災その他避けることのできない事由によると認めた場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 受注者は、業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなけれ
ばならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 業務の履行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者が協力してそ
の解決処理にあたるものとする。

（天災等における損害）

第9条 天災その他の不可抗力によって、業務上損害が認められる場合において、受注者が注意
を怠ったと認められたときは、発注者はその損害額の全部又は一部を受注者に請求することが
できる。

（業務の内容変更）

第10条 発注者はこの契約締結後、天災地変その他やむを得ない事情があると認めるときは、
受注者と協議して契約の内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（従事者の監督等）

第11条 受注者は従事者の規律及び業務実施時間中の行為について指揮監督の義務を負い、事
故の発生防止に努めなければならない。

（法令上の責任）

第12条 受注者は本業務に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係
法令による全ての責任を負うものとする。

（臨機の措置）

第13条 業務上、緊急の措置を要するものと認められるときは、発注者は受注者に対して、所要の臨機の措置を求めることができる。この場合において、受注者は自らの措置について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した経費のうち、頭書の契約金額に含めることが不相当と認められる部分の経費については、発注者は受注者と協議するものとする。

（実地調査等）

第14条 発注者が必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、受注者に対して所要の報告又は資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができる。

（実施の確認）

第15条 受注者は業務実施後、仕様書に基づく記録及び発注者への報告を行う。

2 前項の結果、業務内容が仕様書に適合していないと発注者が認めた場合は、その業務の手直しを命ずることができる。

（報告書の提出及び検査検収）

第16条 受注者は、毎月の業務完了後速やかに完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了報告書を受理したときは、速やかに検収を行うものとする。

（委託料の支払）

第17条 受注者は前条2項に定める検査検収に合格したときは、支払内訳書に記載された各回の金額に、臨時設備管理業務単価に当月の臨時設備管理合計時間（30分以上の端数がある時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）及び環境衛生管理技術者業務の月額を加えた金額を、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、当該請求が適正であると認めた場合は、前項の請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において、受注者に委託料を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第18条 受注者は第16条に定める検査後であっても、履行内容に契約不適合があったときは、受注者はその責任を負うものとし、発注者の指示に従わなければならない。

2 前項に定める契約不適合責任期間は業務実施日から1年間とする。

（違約金の徴収）

第19条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期限内に業務が完了しない場合において、履行期限経過後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金を徴収して、発注者の認める範囲内において履行期限を延長することができる。

2 前項に規定する違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算

出した金額とする。

(発注者の催告による契約解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行について、受注者に不正の行為があったとき。
- (3) 履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (7) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は第21条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第23条 第20条又は第21条の規定により本契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75

号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第24条 発注者は受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償に係る責を負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき又は法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 受注者は契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第26条 発注者は受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合は、その役員又は使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の

納付が行われているときは、発注者は当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（受注者の契約解除権）

第27条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって業務を履行することが不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、正当な理由がある場合、本契約の解除の申出をし、発注者がこれを認めたときは、契約を解除することができる。ただし、解除の申出は、解除の期日前60日までに書面をもって発注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第28条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既成部分で検収に合格した成果（以下「出来形部分」という。）について、発注者はその出来形部分に対する契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

（履行不能の場合の処置）

第29条 受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰すことができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払いを免れるものとする。

（環境配慮事項の遵守）

第30条 受注者は、本契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

（1）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（2）発注者へ提出する書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用すること。

（3）業務実施に当たり、車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（4）業務実施において、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）など関連法令を遵守し、適正に処理すること。

（労働状況台帳）

第31条 受注者は相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」

という。)第8条第1号に定める労働状況台帳(以下「台帳」という。)を作成しなければならない。

2 受注者は台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(対象労働者への周知)

第32条 受注者は次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額

(3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(対象労働者からの申出に対する対応)

第33条 受注者は対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬の支払い)

第34条 受注者は対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、又は支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(労働者の継続雇用)

第35条 受注者は当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

(立入調査等)

第36条 受注者は公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第37条 受注者は公契約条例第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第31条から第34条までに定める事項に違反していると発注

者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第38条 発注者は第31条から第34条まで又は第36条若しくは37条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第8条第9号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第39条 発注者は受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 受注者が第37条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(管轄裁判所)

第40条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第41条 本契約に定めのない事項又は本契約の業務を遂行する上で発注者と受注者の間に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、円満に解決を図るものとする。